

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

有限会社メディカル・ケア・サービス山中

太陽訪問看護ステーション

平成30年1月1日施行

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	有限会社メディカル・ケア・サービス山中
主たる事務所の所在地	〒167-0053 東京都杉並区西荻南二丁目25番17号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 山中 恵威子
設立年月日	平成 13年 11月 2日
電話番号	03-6762-3334

2. 事業所の概要

事業所名	太陽訪問看護ステーション	
所在地	〒168-0081 東京都杉並区宮前五丁目19番10号	
電話番号	03-6315-2664	
指定年月日・事業所番号	平成30年 1月1 日指定	1361590480
管理者名	山中 恵威子	
サービス提供地域	杉並区	

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	1名 (常勤) 5名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	2名 (常勤) 1名 (非常勤)
作業療法士		1名 (常勤) 0名 (非常勤)
言語聴覚士		0名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員		0名 (常勤) 1名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
*月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月30日～1月1、2、3日)は除きます。	9時～18時まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護

- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：太陽訪問看護ステーション 連絡先：03-6315-2664

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：2,000円

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	03-6315-2664	FAX番号	03-4291-1245
担当者	管理者 山中 恵威子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	杉並区介護保険課	電話番号:03-3312-2111(代表)
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号:03-6238-0011(代表)

13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

【説明確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ ㊟

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____
氏 名 _____ ㊟

【説明確認欄】 上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)
住 所 東京都杉並区西荻南二丁目25番17号
事業者名 有限会社メディカル・ケア・サービス山中
代表者 代表取締役 山中 恵威子 ㊟

(事業所名)
住 所 東京都杉並区宮前五丁目19番10号
事業所名 太陽訪問看護ステーション
管理者名 山中 恵威子

説明者 氏 名 _____ ㊟

介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(Ⅰ) 500 単位 (重症度が高い)	特別管理加算(Ⅱ) 250 単位
在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

□ 初回加算 [300 単位]

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。
要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

□ 緊急時訪問看護加算 [600 単位]

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

□ 退院時共同指導加算 [600 単位]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

□ 看護・介護職員連携強化加算 [250 単位]

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合(介護予防は対象外)に加算されます。

□ ターミナルケア加算 [2000 単位]

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

□ 長時間訪問看護加算 [300 単位]

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

□ 複数名訪問加算 [30分未満:254単位、30分以上:402単位]

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ サービス提供体制強化加算

勤続年数3年以上の職員を30%以上配置などの要件を満たしている場合。1回の訪問看護につき加算されます。

令和 年 月 日

(事業者)

住 所 東京都杉並区西荻南二丁目25番17号
事業者名 有限会社メディカル・ケア・サービス山中
代表者 代表取締役 山中 恵威子 ㊞

(事業所名)

住 所 東京都杉並区宮前五丁目19番10号
事業所名 太陽訪問看護ステーション
管理者名 山中 恵威子

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人及び立会人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【介護保険 訪問看護利用料金表(非課税)】
指定訪問看護(要介護)

令和6年6月1日改訂

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	サービス提供時間
		(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護 I-1・時間内	3,579	358円	716円	1,074円	314	1回につき 満20分未満
訪問看護 I-2・時間内	5,369円	537円	1,074円	1,611円	471	1回につき 30分未満
訪問看護 I-3・時間内	9,382円	939円	1,877円	2,815円	823	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I-4・時間内	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護 I-5(P.T・O.T・S.T)	3,351円	336円	671円	1,006円	294	リハビリ 20分(*1)
訪問看護 I-5(P.T・O.T・S.T)	6,703円	671円	1,341円	2,011円	588	リハビリ 40分 294単位×2
訪問看護 I-5・2超(P.T・O.T・S.T)	9,097円	910円	1,820円	2,730円	798	リハビリ 60分 266単位×3
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月に1回)	5,700円	570円	1,140円	1,710円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月に1回)	2,850円	285円	570円	855円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
複数名訪問看護加算 (30分未満)	2,895円	290円	579円	869円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
(30分以上)	4,582円	459円	917円	1,375円	402	
長時間訪問看護加算	3,420円	342円	684円	1,026円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算(Ⅰ)	3,990円	399円	798円	1,197円	350	新規に訪問看護を提供した場合 (退院当日の場合)
初回加算(Ⅱ)	3,420円	342円	684円	1,026円	300	新規に訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	6,840円	684円	1,368円	2,052円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
緊急時訪問看護加算 (*2)	6,840円	684円	1,368円	2,052円	600	1ヶ月につき1回算定
ターミナルケア加算 (*3)	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円	2,500	死亡月につき1回算定

(※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 介護予防訪問看護の利用料も同様の金額になります。

(※3) 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

【利用料負担額の計算方法】

単位数 < * 1 > × 11.40 × 利用者負担割合 = 利用者負担額(小数点以下切り上げ)
< * 1 > 准看護師がサービスを提供する場合はすべての基本単位数 × 90%になります

※ 夜間・早朝 25%増し

午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

※ 深夜 50%増し

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

【介護保険対象外サービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
エンゼルケア	亡くなられた後のケア 20,000円

キャンセル料	<p>当日キャンセルについては、2,000円を請求します。ただし、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。</p> <p>* サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。</p> <p>緊急連絡先: TEL03-6315-2664</p>
--------	---

【介護保険 訪問看護利用料金表(非課税)】
指定訪問看護(要支援)

令和6年6月1日改訂

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	サービス提供時間	基本単位
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I-1・時間内	3,454円	346円	691円	1,037円	303	1回につき 満20分未満	
訪問看護 I-2・時間内	5,141円	515円	1,029円	1,543円	451	1回につき 30分未満	
訪問看護 I-3・時間内	9,051円	906円	1,811円	2,716円	794	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I-4・時間内	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,237円	324円	648円	972円	284	リハビリ 20分(*1)	
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	6,475円	648円	1,295円	1,943円	568	リハビリ 40分 284単位×2	
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月に1回)	5,700円	570円	1,140円	1,710円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月に1回)	2,850円	285円	570円	855円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算 (30分未満)	2,895円	290円	579円	869円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
(30分以上)	4,582円	459円	917円	1,375円	402		
長時間訪問看護加算	3,420円	342円	684円	1,026円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算(Ⅰ)	3,990円	399円	798円	1,197円	350	新規に訪問看護を提供した場合 (退院当日の場合)	
初回加算(Ⅱ)	3,420円	342円	684円	1,026円	300	新規に訪問看護を提供した場合	
退院時共同指導加算	6,840円	684円	1,368円	2,052円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
緊急時訪問看護加算 (*2)	6,840円	684円	1,368円	2,052円	600	1ヶ月につき1回算定	

(※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 介護予防訪問看護の利用料も同様の金額になります。

【介護保険対象外サービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
エンゼルケア	亡くなられた後のケア 20,000円

キャンセル料	<p>当日キャンセルについては、2,000円を請求します。ただし、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。</p> <p>* サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。</p> <p align="center">緊急連絡先: TEL03-6315-2664</p>
--------	--

【利用料負担額の計算方法】

単位数 < * 1 > × 11.40 × 利用者負担割合 = 利用者負担額 (小数点以下切り上げ)
 < * 1 > 准看護師がサービスを提供する場合はすべての基本単位数 × 90% になります

※ 夜間・早朝 25%増し
 午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。
 ※ 深夜 50%増し
 午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別な管理のうち重症度等が高い場合	特別な管理を要する場合
(ア) 在宅悪性腫瘍患者等指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	(ア) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 (イ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 (ウ) 真皮を超える褥瘡の状態にある者 (エ) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

□ 24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

□ 24時間連絡体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、電話を受けるだけで緊急時訪問看護を行わない場合1月に1回加算されます。

□ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

□ 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方(上記「特別管理加算」参照)に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□ 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

□ ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

□ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

□ 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ 訪問看護情報提供療養費

利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス(入浴、洗濯等のサービスを含む)等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

□ 緊急訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

令和 年 月 日

(事業者)

住 所 東京都杉並区西荻南二丁目25番17号
事業者名 有限会社メディカル・ケア・サービス山中
代表者 代表取締役 山中 恵威子 ⑩

(事業所名)

住 所 東京都杉並区宮前五丁目19番10号
事業所名 太陽訪問看護ステーション
管理者名 山中 恵威子

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人及び立会人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【 医療保険 訪問看護利用料金表（非課税） 】

■基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。
利用料については次のように区分されます。

訪問回数／負担割合	利用料金 (10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
利用者宅別						
1日目(月の初日)	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円
3日目まで	8,550円	5,550円	(*1)3,000円	860円	1,710円	2,570円
	8,050円	5,550円	2,500円	810円	1,610円	2,420円
4日目以降	9,550円	6,550円	(*1)3,000円	960円	1,910円	2,870円
	9,050円	6,550円	2,500円	910円	1,810円	2,720円
週4日目が月の初日	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
同日2回目	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3回目	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
同一建物(3人目から以下を適用)						
1日目(月の初日)	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,300円	3,140円
3日目まで	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円
	5,280円	2,780円	2,500円	530円	1,060円	1,590円
4日目以降	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円	1,880円
	5,780円	3,280円	2,500円	580円	1,160円	1,730円
週4日目が月の初日	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円	3,290円
外泊中の訪問						
1回につき	8,500円	—	—			2,550円

■医療保険対象外の自費サービス利用料金（税込）

サービス内容	料金
保険適用外での訪問看護(受診同行含む)	1時間ごと 8,000円
エンゼルケア 亡くなられた後のケア	20,000円
キャンセル料(サービス利用日 連絡なしの場合) 但し、利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除く。	2,000円

■基本利用料以外(加算)

	利用料金 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
複数名 訪問看護加算	2人目が看護師・作業療法士の場合	450円	450円	900円
	1日に2回訪問の場合	9,000円	900円	1,800円
	1日に3回以上訪問の場合	14,500円	1,450円	2,900円
ターミナルケア療養費1(*2)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2(*3)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,400円	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
長時間訪問看護加算(*4)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
早朝・夜間訪問加算(6-8,18-22)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)	4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円	80円	160円	230円

*1 別表7,8の状態あるいは疾患のある方

*2 ターミナルケア療養費1: 自宅・グループホーム等でターミナルケアに係る加算等を請求している場合

*3 ターミナルケア療養費2: 特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算等を請求している場合

*4 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に限る

サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。

連絡先: 03-6315-2664
太陽訪問看護ステーション